

ハヤゼン卜ラ20%皮下注10g/50mLシリンジ (5)	10g 50mL 1筒	128,603
ラコサミ下点滴静注100mg [日新]	100mg 10mL 1管	1,052
ラコサミ下点滴静注200mg [日新]	200mg 20mL 1管	1,846
レギュニール HCa 4.25膜透析液	1.5L 1袋 (排液用パック付)	2,438
レギュニール LCa 4.25膜透析液	1.5L 1袋 (排液用パック付)	1,880

○経済産業省告示第六十九号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）その他の関係法令の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示（昭和八十八年六月十一日）を次の表のように改正する。

令和八年六月十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

第一条 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（表示の方式）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 規則第十条第一項から第三項までに規定する表示 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条の規定に適合する容器にあつては、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十五条第十項の基準に基づき表示の方式</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第一項の検定に合格した検定対象機械器具等である附属品を装置した容器にあつては、容器等の外面の見やすい箇所に氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式</p> <p>ハ・ト（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（溶接容器の外観検査）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 溶接容器（液化石油ガスを充填する容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）であつて、内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の容器に限る。）に係る外観検査については、一次外観検査及び二次外観検査に区分して行うものとし、それらの検査は、次の各号に従つて行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（表示の方式）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 規則第十条第一項から第三項までに規定する表示 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条の規定に適合する容器にあつては、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十四条の二第十項に定める基準に基づき表示の方式</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第一項の検定に合格した検定対象器具等である附属品を装置した容器にあつては、容器等の外面の見やすい箇所に氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式</p> <p>ハ・ト（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（溶接容器の外観検査）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 溶接容器（液化石油ガスを充填する容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）であつて、内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の容器に限る。）に係る外観検査については、一次外観検査及び二次外観検査に区分して行うものとし、それらの検査は、次の各号に従つて行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p>